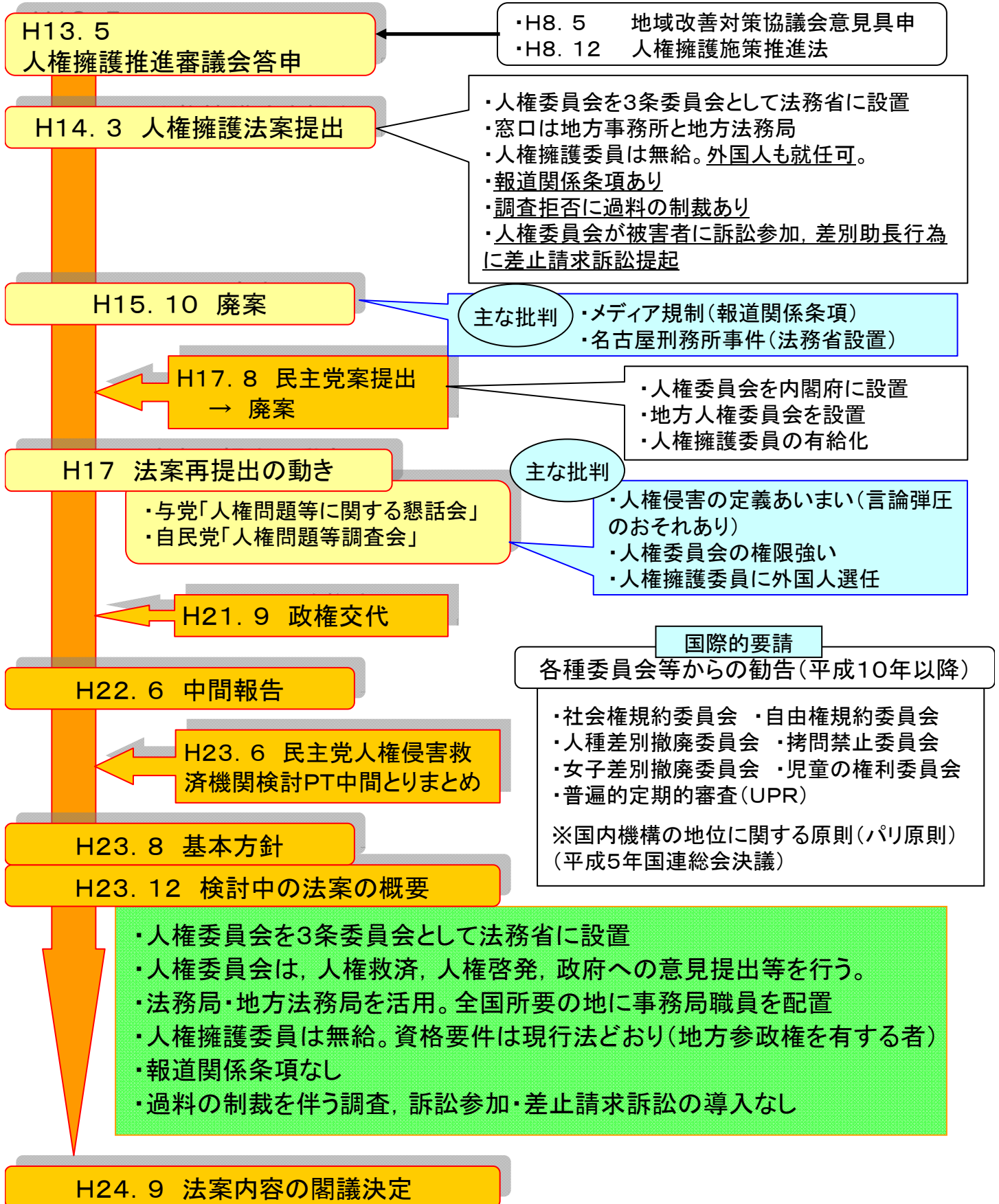


## 新たな人権救済制度に関する経緯



## 人権委員会設置法案の概要

人権を違法に侵害する行為により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びこれに関する理解を深めるための啓発を任務とする人権委員会を設置し、その所掌事務、組織等を定める。

### 法案の要点

#### 総則関係

- 目的  
人権委員会を設置して、人権擁護施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与する。
- 人権擁護の基本原則等  
不当な差別、虐待その他の人権侵害行為及び識別情報の摘示をしてはならない旨規定するとともに国の責務を定める。

#### 人権委員会の組織関係

- 設置 法務省の外局として設置（国家行政組織法第3条第2項）
- 所掌 人権救済、人権啓発、政府への意見提出、国会への報告等
- 任命 内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命
- 独立性 委員長・委員の職権行使における独立性を保障
- 事務局 事務局を設置、地方における事務を法務局長・地方法務局長に委任

#### 人権委員会の調査手続関係

- 対象 人権侵害行為及び識別情報の摘示
- 調査 任意調査
- 措置 援助、調整、説示、勧告、通告、告発、要請、調停、仲裁等

### 経緯等

- 「人権擁護法案」（平成14年3月、政府提出）は、平成15年10月の衆議院解散に伴い廃案
- 「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」（平成17年8月、民主党提出）は、同月の衆議院解散に伴い廃案
- 「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」（平成23年8月、法務省政務三役）において、新たな人権救済機関を3条委員会として法務省に設置すること等の方向性

### 施行時期

公布日から2年以内

## 人権擁護委員法の一部を改正する法律案の概要

人権擁護委員の活動の一層の活性化を図るため、その委嘱の手續につき職務を行うのに必要な知識経験を有する人権擁護委員を確保するための特例を設ける等の所要の措置を講ずる。

### 法案の要点

#### 人権擁護委員の地位関係

- 人権擁護委員が国家公務員としての実質を有すること等に鑑み、非常勤の国家公務員として位置付ける（国家公務員法適用排除規定を削除）。
- 国家公務員法の適用を受けることにより不要となる規定を削除

#### 委嘱

- 人権委員会の設置に伴い、委嘱権者を人権委員会とする。
- 適任者確保のため、補充的に、市町村長の推薦によらないで、人権擁護委員として特に適任と認められる者に委嘱することができる旨の規定を置く。
- 人権擁護委員の推薦に当たっての団体構成員の要件を削除

#### 表現の整理

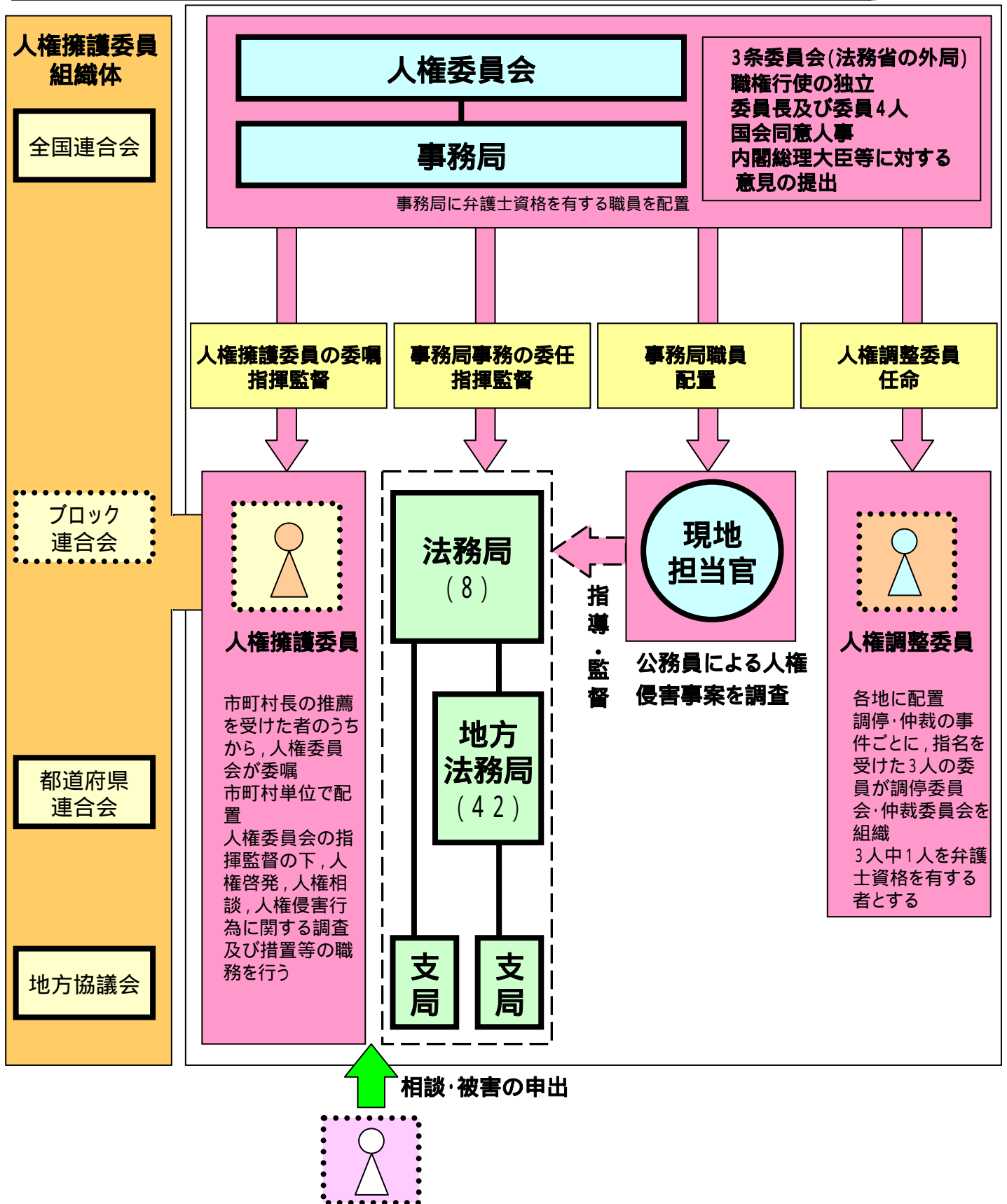
- 用字・用語の表記を改める等、表現上の整理を行う。

### 経緯等

- 「人権擁護法案」（平成14年3月、政府提出）は、平成15年10月の衆議院解散に伴い廃案
- 同法案の中には人権擁護委員に関する規定が設けられていたが、今回は人権委員会設置法案に人権擁護委員に関する規定は設けず、人権擁護委員法の改正で対応

# 人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案

## 人権委員会の組織図



# 人権委員会設置法案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案

## 人権救済手続

人権相談

※ 全国の法務局・地方法務局(約320か所)等において、人権相談を受付

被害の申出等

調査の開始

対象事件: ① 人権侵害行為  
② 識別情報の摘示

調査(任意の調査)

※ 委員, 事務局の職員, 人権擁護委員, 法務局・地方法務局の職員が調査を実施

## 措置の内容

調査開始後いつでも行うことができる措置

援助

調整

人権侵害行為が認められた場合に行うことができる措置

説示

勧告  
(公務員を除く)

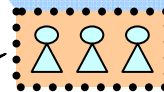
通告

告発

要請

調停

仲裁



(調停委員会)  
(仲裁委員会)

公務員

その所属する機関

勧告

公表  
(対機関)

資料提供

※ 人権委員会が、事件ごとに、人権調整委員の中から3人の委員を指名し、調停委員会・仲裁委員会を組織  
※ 3人中1人を弁護士資格を有する者とする

※ 公務員及びその所属する機関に対して勧告  
※ 勧告を受けた機関が勧告に従わなかった場合にその旨を公表(広報としての公表とは別)  
※ 公務員による人権侵害行為について勧告を行った場合に被害者の権利行使のために資料提供